

●「天皇制と闘うとはどういうことか」刊行意図・前提

- ・天皇制を**国民国家の統治形態**としての形成の歴史と現在を認識し、解体の方途を探る。(異議申し立て・抵抗・批判の次元を超える)
- ・(この国の)**国家の霊性との訣別**なぜ解体が必須なのかを明らかにする=近代をひとまず前提にして近代を超える摸索。
- ・そのために、主要な分析対象を**近代に虚構された天皇制に限定**する。
- ・権力に虚構(国体)の素材とされた**民衆の内部の集散的な幻想**が、近代に先立って存在していたことを明らかにする。
- ・敗戦時の、**占領政策の欺瞞**とそれに対する**支配階層の迎合と大衆の同調**を明らかにする。
- ・なぜ**高度に発達した資本主義国家の対米従属**が継続してきたのか、**東西の占領統治の地政学**の差異を対象化する。
- ・**天皇制と日本資本主義**の関連を解明する手がかりをつかむ(日本資本主義論争の再審の手掛りを掴む)。
- ・戦後日本の**集散的無意識のもとでの天皇制の統合に対抗しようとした闘い**(虹作戦・船本・ひめゆりの塔事件)の意味を辿る。

I. 「令和」フィーバー 何が人々の意識を天皇に引き寄せるのか

- ひとびとは天皇の何に吸引されて皇居前に集まるのか
- 大衆の集散的な飢餓感(貧困 格差 孤絶の不安 ハラスメントの傷 侮蔑への怨念):吐露の受け皿
- 吸引するマスコミの煽動+背後に独占資本+国家権力の誘導(誘導している勢力=日本会議系は天皇を道具としてしか考えていない)
- 「平成」以来の政治的経緯 政権と「上皇」の確執 護憲天皇への幻想(反政府=親天皇という倒錯)

II. 天皇の護憲—明仁天皇と政権の確執が意味するもの—2017. 8・8「おことば」の意味したもの

- ・**表面の意味**: 高齢で職務を全うできないから生前退位を可能にするよう国政の権能を有する者に措置を講ずるよう求める
- ・**天皇の含意**: 国民とその政府に**象徴天皇制の総括を求めた** cf. 白井聡『国体論』
- ・背景: **政府(日本会議+神政連派)の改憲**と**天皇明仁の護憲**の確執
- 政府: 改憲(9条有名無実化・99条立憲主義・13条以下の個人の尊重&権利条項制限) / 天皇: 護憲(前文&1章&9章)
- 確執の存在は、NHKでの「おことば」の放送を内閣府に無断で強行した宮内庁への電撃的報復人事で明らか
- 八木秀次は「正論」で、明仁の言動は政府の改憲を妨害するもので宮内庁の管理が不行き届きだと批判 出典は P79

- 明仁の諸言動: ①天皇の血族は朝鮮韓国由来 **01年**誕生日会見②米長の国旗国歌強制を諫める **04年**園遊会③靖国参拝に対抗したサイパン慰霊 **05年**・ベリリウ慰霊 **14年**④「4・28主権回復の日」式典での安倍のサクラの「天皇陛下万歳」の黙殺 **13年**⑤14年以降の「護憲平和」発言の反復⑥退位直前の辺野古土砂投入時における「沖縄に寄り添う」発言 **19年**など。
- 美智子の言動: **13年** 五日日憲法(の立憲主義)称揚。 **15年**誕生日会見 戦争と平和の問題についての若者たちの取り組みへの称賛(実質シールズ支持)

- ・明仁は象徴天皇の職務のヴィジョンを提示した 国家の統合+国民の統合 国民の統合のためには全国をめぐって国民と触れ合わなければならない(国体・海の日・植樹祭などの諸行事 慰霊 被災者・高齢者・障害者などの見舞い) それらを通して国民の幸福を祈ることが必須とのべた。祈りとは神道に則った行為(天皇は国家神道の最高祭司であり、戦後も皇室神道においてはその思想に基づいて皇室神道の祭祀をとりおこなってきた。)

天皇に期待する反政府運動の背理と「ねじれ」の歴史的起源

- ⇒沸き起こった反安倍派の明仁・美智子賛美 内田樹 高橋源一郎 ※保坂正康(革新派の「天皇主義」の形成という「ねじれ」)
- ・天皇の護憲の政治的機能—政府に加担する言動が政策に寄与するが、政府に反対する言動は国政の権能がないからガス抜きにしかならない。明仁に幻想を抱くのは不毛である。生前退位法制定も政府ペースで事務的に処理された。
- ・このねじれは、「国体護持」のための緊急避難の 70 数年後の帰結である。占領軍の「民主化」で生まれた象徴天皇制が、民主主義的でない国民の政府と民主化の下での天皇制護持を目指す天皇との相克を生み、反政府派が天皇を支持した。
- ・憲法 1 章と皇室典範は 9 条にも人権条項にも違反、敗戦処理における国体緊急避難が生んだこのような制度を 70 数年維持してきた主権者が問われる。(三笠宮=裕仁の弟は憲法制定時の論文で天皇皇族は政府の奴隷だと批判した!)

III. 「天皇制」の定義と君主制の運命 天皇制とは日本という特殊な近代国民国家の統治形態である。

- ・「天皇制」は多義的。近代の統治形態としての天皇制に限定する。(近代以前の天皇の権威の存在形態については、松浦玲『日本人にとって天皇とは何であったか』参照 概略は P90 以下。
- ・国連加盟 193 か国のうち共和制は 163、王がいる国家が 30+ローマ教皇。立憲君主制は圧倒的少数派である。
- ・それは近代政治の理念に照らして、人間の平等と抵触する統治形態は必然的に減少する運命にあるからだ。(ただし共和制国家が実質として人間の平等を保障しているわけではない。)
- ・**君主制国家**には多くの場合、**君主の神聖性を根拠づける政治的宗教**が存在し、その宗教が国家(の統合)の権威となる。
- ex. 大英帝国—英国国教会、スペインなど—ローマカトリック、デンマーク・フィンランド—ルター派、タイ・カンボジア・ブータン—仏教、イスラム圏諸国—イスラム教諸宗派(スンニー派が多数派)、
- ・**共和制国家**にも国教もしくはそれに準じる政治宗教が存在する。**アメリカ—聖公会**(ピューリタニズム)、**インド—ヒンドゥー教**、**イスラエル—ユダヤ教**、**イラン—イスラム教シーア派**、**アルゼンチン—ローマカトリック**、など。
- ・**完全な政教分離=ライシテ: フランス** (だが、ルナンのいう「日々の国民投票」による国民の紐帯は宗教ではないが信仰だ)
- ・**国家の価値の根拠には必ずその国家固有の価値への信仰が存在**する。その固有の信仰は人間の価値をその理念に基づいて上下に分節

する。(程度の差こそあれ異教徒は差別・排除の対象とされる)…差別意識/差別構造の源泉

・国家は人の上に人を、人の下に人を作る。いわんや君主制国家においてをや。

IV. 維新期の天皇制の構築過程とその後の推移

- ・太政官政府 幕藩体制下の仏教の権威を解体し、**祭政一致国家を目指し挫折**する。⇒迂回路を取って憲法制定へ。
- ・憲法制定までの過渡期において、まず権力は急激な**本源的蓄積**を進め、更には**資本制的蓄積**を推進した。
- ・並行して、近代国民国家の軍制・税制・度量衡・暦・学校制度を整備した(国民化政策)。
- ・天皇制国家の法的基盤 **欽定憲法の制定 3条で神権 4~7条で立憲政体を規定**。戦前天皇制の二面性(顕教・密教)
- イデオロギー的補助装置**: 教育勅語 軍人勅諭 国体論 神社祭祀(最高神は皇祖神) 家族国家論 修身教科書
- 法的統制**: 新聞紙条例 讒謗令 治安警察法 大逆罪 治安維持法 治安維持法改訂(国体変革と私有財産の否定が一对で死刑)
- 変質**: 日清戦争による変質⇒日露戦争による変質⇒朝鮮植民地化(帝国主義国家化)を経て第一次世界大戦前後からの総力戦体制化
- 劇的変貌**: 30年代軍部独裁⇒政党内閣終焉 寄生地主制の危機 国体明徴声明 国家総動員法 大政翼賛会 産業報国会 戦陣訓…瓦解

V. 占領統治と戦後天皇制の基本性格

- ・占領統治のグランドデザイン「**日本計画**」(1942): 天皇制存置 天皇主権剥奪 軍事裁判では裕仁の戦争責任不訴追 軍備全廃
- ・1945.2月14日:**近衛上奏文** 革命より敗戦で「国体護持」 裕仁、いま一度戦果を挙げてからと和平工作を抑止。
- ・沖繩戦開戦 ドイツ降伏 沖繩占領 ポツダム宣言 原爆投下 ソ連参戦⇒8・15降伏(唯一の条件は「国体護持」)
- ・両者は「**国体護持**」で合致。降伏文書調印 天皇・マッカーサー会見 神道指令 政治犯釈放 巡幸開始⇒「人間宣言」。
- ・**極東軍事裁判** 極東委員会では他の戦勝国の反対を押し切ってアメリカ主導で**天皇免責の路線貫徹**。
- ・天皇主権の憲法日本政府草案(松本蒸治草案)案をGHQが否認、GHQ案をもとに策定。
- ・**冷戦が激化**の気配を見せ、GHQ、**民主化推進から反共橋頭堡確保**へ路線転換。主導権、民生局から情報局へ。
- ・「**沖繩メッセージ**」: 米軍、日本から米軍基地設置をオファーするよう懇諭。裕仁がこれに答える。(長期貸与というフィクション) 首相・外相をバイパスして、**寺崎英成御用掛からシーボルトGHQ最高顧問を通じてマッカーサーへ**。(文書 1979年進藤栄一筑波大教授が発見) ※矢吹晋らの裕仁に責任なし説あり
- ・「沖繩メッセージ」を媒介に、米軍の沖繩の永続的軍事基地化が進む。(天皇が主導) **裕仁の強烈な反共主義**の「効用」。
- ・**裕仁、ワシントンとホットライン**を結ぶ。(象徴天皇制下での、主権を有する君主としての言動)
- ・「**天皇・ダレス会談**」: アメリカが希望する「部分講和」路線を推進。**独立後、裕仁は国政の権能を行使しなくなる**。但し、内奏を通じて、ある程度の干渉を繰り返していたと考えられる。

VI. 天皇制と日本資本制 戦前と戦後 (cf. 拙著『天皇制と闘うとはどういうことか』あとがき)

・天皇制は統治形態の構成要素であるから、権力による資本制の総括と密接な関係を持つ。

・**戦前** ①1868年の「**明治維新**」は**武士階級内部の政権奪取**によって遂行された。②それ自体はブルジョワ革命ではない。③しかし、「**維新権力**」は政権奪取後、一時期はコミンテルンさえもブルジョワジーによる覇権の掌握を認識するまでに**資本主義を高度化**させた。④それを可能にした統治形態は近代天皇制である。**天皇制という統治形態は近代化・資本主義化に向けて国民を総動員する装置**であった。⑤しかし、近代天皇制は、天皇の宗教的権威を正当化するために、**古代の律令制国家を権威づけていた「信仰」を密輸入**した。⑥そのため、高度に発達した資本制の上に成立した国家の統治形態が、封建性を飛び越えて**古代の神話によって正当化**されるというミスマッチを生んだ。⑦「**維新権力**」の下での**経済発展**が、**ブルジョワジーの自生的な階級の力量でなされたものではなかった**ため、欧米のブルジョワ革命のように個人の**権利を制度的に保証する志向に欠けた近代国家**となった。⑧皮肉にもそれが、**暴力的に資本主義を発展させる推進力**となった。p322以下——講座派は⑤に着目した。労農派は④に着目した。

* * * * *

・**戦後** ①戦後の天皇制はアメリカの占領統治の方針とこれを積極的に受け入れた天皇裕仁以下の敗戦時の日本国家権力の合作。②それは、**戦後の日本資本制の復興と急速な「経済成長」・海外進出の推進**に向けて「**国民**」を動員するのに、**極めて適的な統治形態**である。③この統治形態は、占領軍の民主化政策の根幹を定めるものであったため、**主権在民・基本的人権・絶対平和主義を掲げたが、1章は前文と2章以降の規定と矛盾する、神権国家に転化可能な君主制を維持する側面**を有していた。④しかし、反面、国政の権能を有しないと規定と皇室典範によって、**君主は人権なき「聖なる奴隷」(ロボット)**として規定された。⑤また、この象徴天皇制の形式上の最高法規は、日本の権力との合意の上で**アメリカの政治意思に従属せしめられるものとして施行**された。⑥そのため、日本資本制が高度に発達を遂げたのちにも、政府は自発的に「**国益**」をなげうってアメリカの要求に応える政策を撮り続けて来た。特に**日米構造協議以降顕著**。集团的自衛権合憲化もF35A大量購入はその一環。⑦その結果、70年後には、**憲法三原則のロボットである筈の天皇が、三原則を否定する改憲の発布を政権から要求される危機に瀕する状況**が出来し、**天皇明仁は生前退位を求める8・8声明をもってこれに疑義を呈したが、政府は、声明の意図を黙殺して退位法を制定**した。p71~141

—共産党は、戦前の弾圧と敗戦直後の「**解放軍規定**」のトラウマから、植民地支配と区別できない対米従属論をとった。

—大半が労農派の後裔である新左翼は、資本主義の発達にのみ着目し日本の統治形態の固有性を黙殺した。

VII. 占領統治の比較地政学 EUと日米同盟

日米同盟(安保)の場合とヨーロッパ(NATO/EU)の場合

・植民地でも従属国でもない**高度に発達した資本主義国家の異様なまでの他国への従属**を合理的に説明する原理が不可欠だ。東西冷戦

の段階から後の歴史過程では、高度に発達した資本制国家は、往々にして国家間の争闘関係には入らず、共通の<敵>と対峙するために提携する。典型的なモデルの一つがEUであり、もうひとつが日米軍事同盟である。二つのモデルには、ともに敗北した帝国主義国家、ドイツと日本が関与している。ヨーロッパでは、相互に矛盾を孕む大国間の軋轢を抱えながら、水平的提携関係が成立した。

アジア太平洋での日米の提携では両者の関係が垂直的である。この提携関係の彼我の差異は占領統治の地政学的差異に淵源する。

- ・ドイツは単独占領でなく西ドイツは「自由主義圏」の戦勝国の共同統治、東ドイツはソ連が統治した。アメリカは地理的に遠隔すぎ、他の戦勝国は疲弊してマースシャルプランで復興させてもらうのが精一杯だった。その結果、西ドイツに特定の一国が絶大な影響を行使することは不可能だった。この環境で西ドイツは急速に復興・発展した。そして、ヨーロッパ統合への歩みを牽引し、東ドイツ統一後、2007年にはEUという巨大な政治経済共同体を形成した。
- ・他方、日本はほぼアメリカの単独占領に近かった。戦争終結前後から、米ソ冷戦が激化した。また、中国の内戦では国民党よりも中国共産党が優勢だった。アメリカはソ連と国境を接し、朝鮮半島で中ソと軍事的に対峙していた。日本は唯一無二の反共の軍事戦略の拠点であった。それゆえアメリカは、被占領国日本を早期に復興させて民心を馴致し、安定的な軍事基地使用の拠点とすることが不可欠だった。そのため、日米同盟条約を締結するとともに天皇制を存置し、間接占領によって、その目的を達成した。象徴天皇はアメリカの意向に沿った日本の政権の権威づけの役割を担った。かくて、米日の間には垂直的提携関係が成立した。 p 333

Ⅷ. 経済成長と無風の戦後天皇制

現代国家の<支配>は、三つの範疇から成る。第一が、資本制による支配、つまり経済システムによる支配、第二が、政治による支配である。権力は、実効支配だけでは政治秩序が極めて不安定であるから、権力が行使する暴力を法によって正当化する。自己正当化された権力の行使する暴力は「法措定的暴力」(W・ベンヤミン『暴力批判論』参照)である。現代国家においては、この暴力の階級的な性格を相対化するために、立憲主義の原則が導き入れられ、理念上は憲法によって政治権力の行使は制限されている。第三が、幻想の共同性 (cf. マルクス・エンゲルス『ドイツ・イデオロギー』) による支配である。国家に内属する「国民」は、<血>(フィヒテ)によってあれ、言語(ルナン)によってあれ、同一性の共有という幻想の紐帯 (cf. B・アンダーソン『想像の共同体』) によって結びされている。これがナショナリズムの根拠となる。「国民」の抱くこの幻想は、それぞれの国家に固有の超越性あるいは靈性への信仰に媒介される。君主制国家では、その靈性は、君主の権威の根拠とされる宗教によって担保される。戦後の天皇は欽定憲法下のような「国家最高地主」ではなく、支配の第一の範疇である資本制から隔離されている。また、天皇は、象徴であって、国政への権能を有しないから第二の範疇からも隔離されている。現代天皇制は、直接には先述の支配の第三範疇とのみ強く関連する。現代天皇制国家における天皇は、**国家の宗教的権威を担保する地位にあり、国民の親和と崇敬の念を吸収する存在**であり続けているからである。なぜ、天皇制を廃絶しなければならないか。この制度の下では、**天皇の靈性と一体の神道の宗教的価値観が、性・人種・民族・国籍・前近代由来の身分等による差別・排他性を正当化する**からである。従って人間の自由と平等を価値とする者は、**天皇制を廃絶の対象としなければならない**。反天皇制闘争とは、それを目的とする闘いであり、この闘いは、現存する統治の全体を変えることによってしか完遂されない。(『変革のアソシエ』35号拙稿)

- 占領統治の終了後、裕仁は<無意識による国民統治>をめざした。無意識化された天皇制幻想こそ天皇制統治の最高形態だった。
- 三島の驟起、沖青委・東アジア反日武装戦線の虹作戦、船本州治らの皇太子訪沖抗議、ひめゆりの塔事件などがあつたにも関わらず、大勢の「無風」は続いた。代替わり期の戒厳令状態を除けば、明仁時代は、それがさらに純化された時期だった。

天皇制はたしかに政治的な制度であると同時に、精神的な権威の機軸を持続的に保証するところの内面化された「制度」でもあるが、だからといって、つねに価値の中核たる天皇が末端にまで顕在化された意識として喚起されていることをもって高度であるといえるものではない。むしろ、このすぐれて人工的な出自を持つ制度が、**あたかも自然であるかのごとく、どれほど内面化されているか、このすぐれて非身体的な作為の所産が、それほどあたかも有機的身体の如くに機能うるかが問題**であろう。(菅「天皇制の最高形態とは何か」初出『情況』一九七三年十一月〜十二月合併号)

- 平和主義天皇制の動揺は三回起きた。①中曽根内閣期 戦後政治の総決算⇒代替わり 靖国参拝 ②小泉内閣期 イラク戦争派兵 靖国参拝 ③第二次安倍内閣期 秘密保護法 集団的自衛権合憲判断 戦争法制 共謀罪 8・8声明 生前退位 靖国玉串奉呈の反復 資本制そのものの危機(cf.水野和夫『資本主義の終焉と歴史の危機』集英社)と連動

Ⅸ. 補論—国家神道と象徴天皇制

- ・戦後の敗戦帝国主義の二つのタブー：①核武装 ②靖国国家護持⇒極東軍事裁判史観の清算
- ・核武装は相変わらずタブーだが、昨年、エマニュエル・トッドが櫻井よしこら主催のシンポジウムで、靖国ばかりでなく核武装を検討してはどうかと挑発。：靖国は安倍三代の「悲願」—トランプが国益に沿えばタブーを解禁する?(対価は趙高価な武器購入⇒参戦)
- 国家神道の戦後体制への延命

- ・神道指令=権力と「国教」(国家神道)教団の切断 国民の現人神崇敬の温存(神社神道に信教の自由が付与された)
- ・その他の神道信仰・神道勢力の延命(民間：靖国神社&護国神社、新宗教の天皇主義 天皇家：皇室神道・皇室祭祀)
- ・叙勲&象徴の公務(国体 植樹祭 海の日など)
- ・宮中大祭の現状 イキガミである天皇が祭司となり、三権の長、閣僚、上級裁判官、高級官僚、国会議員などが、この宮中祭祀に参列する(幻想の共同性の反復再生産 天皇の首相・天皇の裁判官・天皇の閣僚・天皇の官吏)
- これは皇族の私事だから報道されない！ 以上 cf. 島藺進『国家神道と日本人』

- 平和主義の天皇は神道の守護者であり、国民の幸福を祈るのはイキガミの祭司として、である。それが明仁・徳仁の「護憲」。

X. 天皇制と闘うとはどういうことか—抵抗運動と統治の転倒の違い

なぜ、天皇制を廃絶しなければならないか。この制度の下では、天皇の靈性と一体の神道の宗教的価値観が、性・人種・民族・国籍・前近代由来の身分等による差別・排他性を正当化するからである。従って人間の自由と平等を価値とする者は、天皇制を廃絶の対象としなければならない。反天皇制闘争とは、それを目的とする闘いであり、この闘いは、現存する統治の全体を変えることによってしか完遂されない。

私の出会った愚鈍な「唯物論者」は、国家の宗教性などを問題にすること自体が観念論だなどとうそぶいた。間拔けたことをいってはいけない。国家の宗教性は、世界の経済と政治の支配の歴史的物質的過程が不可欠とした幻想の共同性（非物質的過程）にほかならない。唯物論者はこの「非物質過程」を解明し、解体に導くことを任務とする。拙稿「アソシエ」35号

—反天皇制闘争と見なされてきた運動の二つの性格

・ I. 信教の自由の侵害との闘争 II. 裕仁の戦争責任追及闘争とその延長としての日本国家糾弾闘争 III. 天皇の権威を借りた権力の政策や弾圧に対する抵抗 IV. (右からの)戦後天皇制国家の欺瞞に対する暴露闘争 V. 統治形態としての天皇制の転倒

—Vだけが性格を異にする。I～IVは抵抗闘争、Vは革命運動。

・戦前、32年テーゼはこれを掲げ、敗北した。戦後、ついで闘われたことがない。理由は天皇が制度上権力でなくなったために権威の問題=幻想の共同性の問題が見失われたからである。それは制度として構築された幻想の共同性との闘争であり、統治形態との闘争であると同時に、「国民」の幻想との闘争である。敵は半ば内部にある。

・「陣地」の組織化

幻想の共同性の呪縛を断ち切るには、グラムシのいう、機動戦・運動戦に先立つ陣地戦が不可欠です。つまり、幻想の共同性を凌駕する隣人の相互信認を形成する闘いです。労働の場、保育、介護、医療、労働相談、生活相談、シェアハウスなど、人が何らかの深刻なニーズを抱えて寄り合う場がすべてその闘いの場となる。そこに天皇だの政府だの資本だの尻でもなくなる相互信認が形成できるかどうかが試金石です。

『情況』2019 春季号インタビュー

参考文献・参考資料(太字：単行本・文庫・新書 細字：論文・映像)

松浦玲『日本人にとって天皇制とは何であったか』(辺境社)

野呂栄太郎『日本資本主義発達史』(岩波文庫)

コミンテルン『日本に関するテーゼ集』(山辺健太郎・石堂清倫訳 青木文庫 絶版)

飯田鼎『野呂栄太郎と『日本資本主義発達史』研究』(『三田学会雑誌』74巻5号)

久野収・鶴見俊輔『現代日本の思想』(岩波新書)

島薺進『国家神道と日本人』(岩波新書)

磯前順一「国家神道をめぐる覚書」(『近代日本の宗教言説とその系譜』) 岩波オンデマンドボックス

豊下梢彦『安保条約の成立』(岩波新書)同『昭和天皇マッカーサー会見』(岩波現代文庫) 同『昭和天皇の戦後日本』(岩波)

加藤哲郎『象徴天皇制の起源』(平凡新書)

伊藤俊也監督『プライド』(東映 DVDあるはず)・・・半分以上反面教師

映像『忘れられた皇軍』(監督大島渚 プロデューサー 牛山純一) ネットで視聴可

後藤政人『内奏—天皇と政治の近現代』(中公新書)

鶴見俊輔「近衛文麿」(『共同研究転向 線中編 所収』)

藤田省三『天皇制国家の支配原理』(みすず書房)

H・ルナン 鶴飼哲訳解説『国民とは何か』(インスクリプト)

レジス・ドゥブレ、樋口陽一ほか『思想としての共和国』(みすず書房)

グラムシ(石堂清倫訳)『獄中ノート』(古書 三一書房)

石堂清倫『20世紀の意味』(平凡社) 同『わが異端の昭和史』(平凡ライブラリー)

三谷信『綴友三島由紀夫』⇒三島由紀夫『英霊の声』

DVD亀井文夫『日本の悲劇』)

P・メイヨー『グラムシとフレイレ』(太郎次郎社エディタス)

ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて』(岩波書店)

マルクス・エンゲルス『ドイツ・イデオロギー』(岩波文庫)

竹内好全集 主に6巻 7巻所収の天皇制論 (筑摩書房)

菅孝行『天皇制論集 I』(『天皇論ノート』)はここに収録、御茶の水書房)

菅孝行『三島由紀夫と天皇』(平凡新書)

菅孝行インタビュー「反天皇制の現在」(『情況』2018年冬季号)

▲菅孝行インタビュー(『図書新聞』インタビュー 米田綱路 レジューメ作成時には未掲載)

木本将太郎「天皇制を否定進思想的根拠はどこにあるのか」(『情況』2019年夏季号)

『変革のアソシエ』35号 天皇制特集